

子宮頸がん検診啓発動画制作および広報等業務委託

質問と回答

番号	質問	回答
1	仕様書4ページでは、本年8月10日までに「1種類制作すること」とありますが、広告の「1競争入札に関する事項」には「動画制作N=5本」と記載されています。それぞれの記載内容の違いについて教えてください。	本業務において制作する動画は1種類を想定しています。なお、配信媒体(Instagram、YouTube等)に応じたサイズ調整や編集等を行う場合があるため、最大5本程度となる可能性を見込んでいます。
2	公告「4 参加資格の確認に関する事項」(3)確認申請書等受付期限について、「令和8年3月25日(火)午後4時まで」と記載されていますが、曜日が一致しません。正しくは「令和8年3月24日(火)午後4時まで」または「令和8年3月25日(水)午後4時まで」のどちらが正しいでしょうか。	正しくは「令和8年3月25日(水)午後4時まで」です。広告の曜日標記に誤りがありましたので訂正します。
3	公告「4 参加資格の確認に関する事項」(1)の添付書類③「公告で定める実績が確認できる関係書類の写し」について質問です。過去に岡山市人事委員会事務局と締結した委託契約書の写しを提出することで、実績確認書類として認められますでしょうか。また、「実績証明書」において発注者の署名・捺印をいただく場合、発注者は岡山市人事委員会となりますが、当該部署は現在も存在しますでしょうか。署名・捺印をいただくことは可能でしょうか。	公告「4 参加資格の確認に関する事項」(1)③に記載のとおり、実績が確認できる書類については契約書の写しでも可としています。そのため、契約内容等により公告で定める実績が確認できる場合は、当該契約書の写しを提出してください。また、岡山市人事委員会は現在も設置されています。実績証明書に係る署名・捺印については、発注元の担当課へご確認ください。

4	公告の「(5) 入札案件概要」に作業実施計画書の作成一式として「動画制作 N=5本」とありますが、これはどういう意味でしょうか。仕様書には「原則、令和8年8月10日までに1種類制作すること」とありますが、制作する動画は1種類と考えてよろしいでしょうか。	本質問については、質問1の回答をご参照ください。
---	--	--------------------------